

令和8年度 大手前通り・姫路城周辺  
イルミネーション事業実施業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

姫 路 市

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 本業務概要

4年目を迎える「Himeji大手前通りイルミネーション」について、令和8年度は新たに姫路城周辺でもイルミネーションを実施し、まちなか全体の回遊性向上、滞在時間の延長を促進させるとともに地域資源を活かした他都市にはない夜間観光資源としての魅力を広く発信し、市内外からの誘客を促進することを目的とする。併せて、歴史的な街並みが広がる姫路城周辺や姫路城ライトアップイベント（三の丸広場）《別事業》（以下「姫路城ライトアップイベント」という。）と大手前通りでイルミネーションを実施することにより、地域の歴史や文化に触れるきっかけを作り、郷土愛、シビックプライドの醸成を図る。

### (3) 大手前通り・姫路城周辺イルミネーション実施概要

○点灯期間：令和8年11月20日（金）～令和9年1月11日（月）53日間（予定）

○点灯時間：午後5時から午後10時まで※全日（予定）

○大手前通りイルミネーションの照明デザインコンセプト等は、別紙1「大手前通りイルミネーション事業《提案者向け資料》（以下「別紙1」という。）」に記載している。その他資料も含めよく確認した上で提案資料を作成すること。

なお本業務は、別途本市と委託契約している株式会社石井幹子デザイン事務所が監修する。

#### 《監修業務内容》

上記デザインコンセプト等に基づき本業務契約者によって提案されたデザイン及び設計に対し、デザインコンセプト提案者として監修し、現地にて実行プログラムや装飾等の確認・調整を行う。

○別事業の姫路城ライトアップイベントの詳細は未確定であるが、大手前通り・姫路城周辺イルミネーションと同時期の実施を予定している。

### (4) 履行場所

ア 姫路市駅前町地内外（姫路駅前広場から姫路市道幹第1号線）（以下「大手前通り」という。）

イ 大手前公園の一部（以下「大手前公園」という。）

ウ 姫山公園を含む姫路城周辺

（詳細範囲は、別紙2「令和8年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託【イルミネーション実施対象範囲及び電気設備平面図】」に記載

### (5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格

要件」という。)を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号)により業者登録名簿に登録された者(以下「登録業者」という。)である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

- (9) 官公庁、民間発注を問わず、元請として平成28年4月1日以降に業務が完了した、屋外施設でのイルミネーション、ライトアップの履行実績を有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課中心市街地活性化担当（以下「産業振興課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2597

FAX (079) 221-2508

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）4月1日から 令和8年（2026年）6月15日まで 本市の休日（姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	産業振興課

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

No	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年4月1日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年4月14日
3	参加資格確認結果の通知	令和8年4月16日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年4月27日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年4月30日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年5月22日
7	提案内容のプレゼンテーション	令和8年6月1日
8	契約候補者の特定	令和8年6月9日
9	契約候補者の通知	令和8年6月11日
10	契約相手方の決定	令和8年6月15日（予定）
11	契約締結予定日	令和8年6月18日（予定）
12	審査結果の公表	令和8年6月19日（予定）

### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

#### ア 提出書類

(ア) 使用印鑑届兼委任状（様式第1号）（本市の業者登録がない事業者に限る。）

(イ) 参加表明書（様式第2号）

- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和8年1月1日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 業務実績調書（様式第3号）
- (オ) 関連企業申告書（様式第4号）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し。市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）4月1日から 令和8年（2026年）4月14日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	産業振興課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033024.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033024.html</a> ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

産業振興課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年4月10日午前9時から同月14日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年4月16日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年4月27日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により産業振興課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

### ア 提出書類

質疑書（様式第5号）

### イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

### ウ 提出場所（送信先アドレス）

chushinkassei@city.himeji.lg.jp

### エ 提出期限

令和8年4月27日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

### ア 回答開始日時

令和8年4月30日午前10時から

### イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

- (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第7号-1～-9（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第13項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

産業振興課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年5月20日午前9時から同月22日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてプレゼンテーションをしなければならない。なお、プレゼンテーションの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) 時間配分は、プレゼンテーション20分、委員からの質疑10分程度を予定する。

※プレゼンテーション参加者数により、時間配分等を調整することがある。

(3) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、プレゼンテーションの際に説明を求める。

(4) プレゼンテーション実施時の動画を用いた説明は可とする。その場合は、事前に提出する提案書の内容から大きく逸脱することがないように注意すること。

(5) プレゼンテーションは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものは、その限りではない。その場合、提案書の内容から

大きく逸脱することのないよう注意すること。

- (6) 視聴覚機器を使用する場合は、市担当者に事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を各自準備が必要な場合あり。）。設置及び撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は、持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり、審査に影響が出る場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。
- (7) 委員の質疑には、要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。
- (8) プレゼンテーション会場においては、名刺交換や企業名、氏名の公表、社員証・社章の着用は禁止する。
- (9) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、プレゼンテーションを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託プロポーザル審査委員会において、提案資料及びプレゼンテーションの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

#### ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点 (100点)	
実施体制・計画	(1)業務実施体制	要求水準書を踏まえた上で、適切な人員配置体制となっているか。	5点	10点
	(2)業務全体工程計画	要求水準書を踏まえた上で、道路、施設管理者、交通管理者等への各種申請期間などを考慮した、無駄のない効率的なスケジュール設定となっているか。	5点	

デザイン・演出等	(1)実施エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前、大手前通り、姫路城周辺各エリアにおいて、別紙1に基づいた「あたら夜」をテーマとした魅力的な企画が提案できているか。</li> <li>・姫路城彩雲ライトアップや姫路市都市環境照明ガイドライン (<a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000016792.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000016792.html</a>)等を意識した企画が提案できているか。</li> <li>・各エリアの地域資源を最大限活かした、実現性の高い企画が提案できているか。</li> <li>・夜間だけではなく昼間の景観を含め、大手前通りが本来有する風景と調和した企画が提案できているか。</li> </ul>	25点	70点
	(2)回遊性向上	駅前から別事業の姫路城ライトアップイベントへの経由も含めた姫路城周辺及び姫山公園まで「行きたい」と思える企画が提案できているか。※提案と合わせ、姫山公園の来場者数の目標値を設定し、提案書に記載すること。	15点	
	(3)滞在時間延長	姫山公園において滞在時間が伸びる企画が提案できているか。※提案と合わせ、姫山公園での滞在延長時間の目標値を設定し、提案書に記載すること。	15点	
	(4)歩行者天国特別演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路城を景観核とする歩行者天国のロケーションを最大限活かした、非日常を感じることができる提案となっているか。</li> <li>・歩行者天国エリア内の安全が確保された計画となっているか。</li> </ul>	5点	
	(5)機器配置計画	照明機器の配置方法が道路及び公園との交通機能、規制等に十分配慮した提案となっているか。	10点	

現地作業・維持管理	(1)安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地作業や配線等に関し安全対策が適切な計画となっているか。</li> <li>・雨天時など天候への配慮がある計画となっているか。</li> <li>・イルミネーション、ライトアップ及び電源設置方法が適切であるか。</li> <li>・現地作業に対して、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか。</li> <li>・沿道建物に悪影響を与えていないか。</li> <li>・作業中の管理体制が整っているか。</li> <li>・期間中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか。</li> </ul>	10点	10点
広報	(1)広報	要求水準書に記載のある業務以外でHimeji大手前通りイルミネーションの認知度向上及び来場意欲向上に資する広報手法を提案できているか。	10点	10点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

#### イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第8号に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} / \text{当該提案者の提案金額})$$

#### ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計により算出する。(満点110点)なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例

が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

### (3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。
- ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- オ 契約候補者の特定を令和8年6月9日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- カ 特定された契約候補者は、令和8年6月15日午後3時までに、本件業務の見積書を産業振興課に提出すること。
- キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年6月19日を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

#### 1 1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

#### 1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により産業振興課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第115号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

#### 1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1.6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙7「公募型プロポーザルの審査結果」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を産業振興課まで提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000029779.html>) )